

キャンペーン関係資料

別紙1	受給者へのお知らせ(年金記録確認のお知らせ).....	1
別紙2-1	加入者へのお知らせ(定期便 節目年齢).....	3
別紙2-2	加入者へのお知らせ(定期便 節目年齢以外).....	5
別紙3	チラシ(チェックリスト).....	7
別紙4	ポスター.....	9

※ 待機者へのお知らせは今後作成

(別紙 1)

受給者へのお知らせ「年金記録確認のお知らせ」

料金後納
郵便

親展

999-XXXX

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

様

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

年金記録確認のお知らせ

差出人



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

年金記録の持ち主を探しています。

矢印の方向へゆっくりと開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

「ねんきんネット」で、ご確認を

- ▶ いつでも最新の年金記録を確認できます!
☞ ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ▶ 持ち主不明の記録を検索できます!
- ▶ 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます!

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』

(お問い合わせの際は、照会番号もしくは
基礎年金番号をお知らせください。)

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144 (一般電話)

【受付時間】 月～金曜日 午前9:00～午後8:00
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

電話での照会番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

「ねんきんネット」の利用方法

日本年金機構のホームページから、「アクセスキー」
で利用登録を行ってください。

詳しくは、「ねんきんネット」で検索

あなたのアクセスキー

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7

- 即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本状到着後、3カ月です。お早めに申し込みください。
(有効期限後は、ホームページの「アクセスキーをお持ちでない方」から利用登録を行ってください。5日程度でユーザIDを郵送いたします)
- 利用登録の際には、「基礎年金番号」の入力が必要になりますので、お手元に「年金証書」、「年金振込通知書」等をご用意ください。
- すでに利用登録がお済みの方にも、行き違いで「アクセスキー」を送付してしまう場合もありますが、再度の登録は不要です。

このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、このお知らせに
関する情報を音声で聞くことができます。



音声コード(■のマーク)を携帯電話等で読み取ると、以下の情報が音声で流れます。

【あなたの気になる年金記録、もう一度、ご確認を】

にっぽん年金機構から、年金記録確認のお知らせをお送りいたします。

このお知らせは、年金を受給されている皆様に、年金記録にもれや誤りがないか、もう一度ご確認をお願いするものです。

年金記録問題の解決に向けて、これまでねんきん特別便などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

若い頃に勤めていた記録、結婚前の旧姓の記録、名前の読み方が誤って登録されていた記録など、これまで約9人に1人、年金記録が見つかっています。その中で、ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もおられます。

ご自身の年金記録にもれや誤りがあるのでは、とご心配のある方は、ねんきんネットの年金記録や、以前お送りしたねんきん特別便などをご用意のうえ、ご確認ください。お近くの年金事務所にお越しいただければ、書類の読み上げや、書類への記入の代筆などのお手伝いをさせていただいております。

【お問い合わせ】

内容に関するお問い合わせは、ねんきん定期便、ねんきんネット専用ダイヤルへお電話ください。

電話番号は、0570-058-555です。
050または070から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144にお電話ください。

なお、お電話でお問い合わせいただく場合は、本人確認のため、基礎年金番号、もしくは本お知らせに記載されている照会番号が必要となります。予めご用意ください。

あなたの 気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つっています。

若い頃に勤めていた記録が見つかった

例
年額98万円▶234万円

結婚前の旧姓の記録が見つかった

例
年額43万円▶154万円

名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった

例
年額0円▶137万円

▶厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

●●●● ●●●● ●●●●△

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん特別便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

「ねんきんネット」で確認する場合
昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加

※「未加」=20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月(共済組合等に加入していたため、国民年金、厚生年金等に加入していなかった期間を含む)の意味です。
「厚年」=厚生年金に加入していた月の意味です。

年金記録がないときには、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」に
お電話ください(表面)。

「未加入」期間(共済組合員期間を除く)は要チェック!

○以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間働いていなかった

- 学生であったが国民年金に加入していた。
- 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。

この期間働いていた

- 退職後、結婚し姓が変わった。
- いろいろな名前の読み方がある。
- 事情があって本名とは異なる名前で勤めた。
- 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた。
- 転職のたびに年金手帳が発行された。
- 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
- 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- 試用期間中に退職した。
- 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

お心当たりのある方は、思い当たる内容について、年金事務所等にご相談ください。